

令和6年第2回由利本荘市議会定例会（6月）会議録

令和6年6月19日（水曜日）

議事日程第4号

令和6年6月19日（水曜日）午前10時開議

第1. 委員長審査報告

第2. 報告第1号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第3. 報告第2号 由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第4. 報告第3号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告

第5. 報告第4号 令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告

第6. 報告第5号 令和5年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第7. 報告第6号 令和5年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第8. 報告第7号 令和5年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第9. 報告第8号 令和5年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第10. 報告第9号 令和5年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告

第11. 議案第81号 由利本荘市過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第82号 由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第83号 由利本荘市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第85号 由利本荘市鶴舞温泉及び休養施設条例の一部を改正する条例案

第15. 議案第86号 由利本荘市石脇コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例案

第16. 議案第87号 由利本荘市総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例案

第17. 議案第89号 令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（第4号）

第18. 議案第90号 令和6年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第1号）

第19. 議案第91号 令和6年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

第20. 議案第92号 令和6年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第1号）

第21. 議案第93号 令和6年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第1号）

第22. 議案第94号 令和6年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第1号）

- 第23. 議案第 95号 令和6年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第1号）
- 第24. 議案第 96号 鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約（第5期）の締結について
- 第25. 議案第 97号 鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約（2号トンネル）の締結について
- 第26. 議案第 98号 物品（凍結防止剤散布車）購入契約の締結について
- 第27. 議案第 99号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第28. 議案第100号 令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（第5号）
- 第29. 請願第 1号 地方財政の充実・強化を国に求める意見書提出についての請願
- 第30. 陳情第 6号 物価に見合う年金の引上げを国に求める意見書提出についての陳情
- 第31. 継続審査について
継続審査中の陳情第2号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を国に求める意見書提出についての陳情
- 第32. 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

第1から第32までは議事日程第4号のとおり

第33. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第1号

1件

第34. 委員会発案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

出席議員（21人）

1番 阿部十全	2番 小川幾代	3番 佐藤正人
4番 佐々木隆一	5番 大友孝徳	6番 松本学
7番 佐藤義之	8番 佐藤健司	9番 小松浩一
10番 泉谷赳馬	11番 甫仮貴子	12番 堀井新太郎
14番 三浦晃	15番 正木修一	16番 吉田朋子
17番 高橋信雄	18番 伊藤順男	19番 高橋和子
20番 渡部聖一	21番 三浦秀雄	22番 長沼久利

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長 湊貴信	副市長 佐々木司
副市長 三森隆	教育長 秋山正毅
企業管理者 三浦守	総務部長 高橋重保
企画振興部長 阿部徹	市民生活部長 遠藤裕文
健康福祉部長 小松等	産業振興部長 齋藤喜紀
観光文化スポーツ部長 今野和司	建設部長 原敬浩

教 育 次 長 熊 谷 信 幸 企 業 局 長 五十嵐 保
消 防 長 佐 藤 英 樹

議会事務局職員出席者

局 長 鎌 田 直 人 次 長 齋 藤 剛
書 記 村 上 大 輔 書 記 松 山 直 也
書 記 高 野 周 平

午前 10時00分 開 議

○議長（長沼久利） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は21名であります。出席議員は定足数に達しております。

日程に入る前に、市長より発言の申出がありますので、これを許します。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、諸般の報告を申し上げさせていただきます。

初めに、由利本荘市名誉市民、遠藤章氏の御逝去についてであります。

去る5日、由利本荘市名誉市民であります遠藤章先生が、御逝去されました。突然の訃報に驚愕するとともに、今年こそは、ノーベル賞の受賞をと期待していただけに大変残念な思いであります。

ここに、御遺族に対しまして、心よりお悔やみ申し上げますとともに、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

先生は、長年にわたり研究を続けられる中であって、青カビの一種からスタチンという物質を発見されましたが、後に、スタチンは血液中のコレステロールを低下させる画期的な作用を有するものとして、各国の製薬会社によって、広く製造化、商品化が図られ、世界中で数多くの患者に服用されるなど、その発見者として医学の進歩に多大なる貢献をされました。

その功績により、医学界ではノーベル賞に次ぐとされるアルバート・ラスカー医学研究賞をはじめ、多くの荣誉ある賞を受賞されるなど、国際的にも高い評価を受けられており、市民からひとしく、郷土の誇りとして敬愛されてまいりました。

また、遠藤先生は帰省した折、積極的に地元の児童生徒たちとの交流の機会を持たれたほか、母校である東由利中学校の生徒たちが東京農工大学を訪問した際には、生徒たちに直接、「人生は、夢に向かって努力を続けること」と熱いメッセージを送っていただくなど、ふるさとを思う気持ちには、大変熱いものがあり、そうした思いを私たちもしっかりと受け継いでまいりたいと考えております。

さらには、平成25年からの6年間、ふるさと応援大使を務めていただいております。本市のPRや魅力の発信にも、多大なる御尽力をいただいたところであります。

遠藤先生の御逝去は、本市にとっても大きな損失ではありますが、ここに先生の残された偉大な業績に深く敬意を表しますとともに、心から御冥福をお祈りし、哀悼の言葉と

いたします。

次に、秋田県南部沖浮体式洋上風力発電実証事業についてであります。

去る11日、浮体式洋上風力発電の実証事業について、国内2か所の実証海域の一つとして、本市沖を含む秋田県南部沖での計画が採択されました。

これまで我が国では、着床式を中心として洋上風力発電の導入が進められてきておりますが、遠浅の海域が少ないこともあり、今後、浮体式導入の可能性が高まっていくものと見込まれている中、浮体式洋上風力発電について、国では、その低コスト化を図るとともに、国内サプライチェーンの構築を目指しているところであります。

今後展開される実証事業に地元事業者が早い段階から参画し、そうしたサプライチェーンの一翼を担っていくことが大いに期待されるほか、建設時を含む人員輸送や維持管理など、O&M基地港として本荘港の役割がますます重要になるものと捉えております。

このたびの採択により、本市沖は着床式と浮体式の2つのタイプの洋上風力発電が同時に進められる、我が国でも数少ない地域となりますので、洋上風力発電のトップランナーとして、漁業振興も含めた本市のさらなる発展につながるよう取り組んでまいります。

次に、職員による不祥事等の事案2件についてであります。

初めに、道路維持費等の業務発注等に係る不適正事案についてであります。大内総合支所産業建設課が行った令和5年度の道路維持等の発注業務において、不適正な事務処理を行っていた事案が発生しましたので、改めて御報告させていただきます。

本件については、職員が自らの担当業務である道路維持業務や災害復旧業務において、正規の事務手続を経ないで業務の発注を行っていたほか、さらにその一部には、配当を受けた予算額を超えて発注を行っていたことが、先月下旬、判明したものであります。

発覚は、受注業者から5月下旬になっても工事費の支払いがないと指摘されたことがきっかけとなったものであります。当該職員からの聞き取りなど事実関係を調査したところ、道路維持業務で3件、災害復旧事業で4件の計7件の約580万円の未払いが明らかとなったことから、令和5年度予算の他の科目からの流用と予備費の充用により、必要な予算措置を講じた上で、5月31日に支払いを完了したところであります。

本件に係る関係職員への処分としては、去る12日に、当時の大内総合支所産業建設課の班長を減給10分の1を3か月、当時の産業建設課長を戒告の懲戒処分としたほか、その他、関係職員2名を訓告としております。

また、翌日の13日には、本庁の工事発注関係部署、各総合支所の支所長並びに産業建設課長による会議を開催し、同種の業務に関する適正な発注手続等について再確認を行うとともに、一連の工事発注関連手続についての対応状況や課題の有無などについて確認し、再発防止に向けた対策を講じることとしたところであります。

次に、清掃事業所会計年度任用職員による道路交通法違反についてであります。去る15日の未明、東由利地域に所在する清掃事業所リサイクル施設の会計年度任用職員が酒気帯び運転で検挙されるという事案が発生いたしました。

当該職員によると、15日の午前0時頃まで横手市内の飲食店で飲酒し、帰宅に当た

り、運転代行業者が見つからなかったことから、朝まで自家用車内で仮眠を取った後、早朝４時頃運転し、間もなく警察車両から停車を求められ、検査の結果、呼気中に規定量以上のアルコールが検知されたことから、酒気帯び運転として検挙されたものであります。

本件に係る職員の処分につきましては、今後速やかに事実関係を確認の上、厳正に対処したいと考えております。

こうした度重なる不祥事を大変重く受け止め、17日には、私をはじめとする五役、各部長等並びに総合支所長による不祥事防止対策会議を緊急に開催し、職員への注意喚起を図ったほか、さらに、庁内に佐々木副市長をトップとした不祥事防止対策チームを設置し、再発防止に向けた網羅的、包括的な対策をまとめるとともに、かねてより予定していたコンプライアンス指針の作成を前倒しして、８月末までに行うよう指示したところであります。

今後、チェック機能の強化を含む、より充実した事務執行体制を確立するとともに、職員一人一人が公務員としての深い自覚を持ち、襟を正して日々の職務に精励するよう意識改革を図りながら、市政全般に対する信頼の回復に努めてまいります。

度重なる事案の発生は、ざんきの念に堪えない思いであると同時に、遺憾の極みであり、市民の皆様に対しまして大変な御心配と御迷惑をおかけし、心からおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（長沼久利） この際、お諮りいたします。本日、議会運営委員会を開催し、本日の日程を配付のとおり定めましたが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第４号をもって進めます。

それでは、本日の議事に入ります。

○議長（長沼久利） 日程第１、これより報告第１号から報告第９号までの９件、議案第81号から議案第83号まで、議案第85号から議案第87号まで、議案第89号から議案第100号までの18件、請願第１号、陳情第６号及び継続審査中の陳情第２号の３件、計30件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。15番正木修一さん。

【正木修一総務常任委員長 登壇】

○総務常任委員長（正木修一） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について、御報告申し上げます。

報告します案件は、初日に付託された案件を除き、専決処分報告３件、条例関係３件、補正予算２件、請願１件の合計９件であります。

初めに、専決処分報告であります。

報告第１号税条例の一部を改正する条例専決処分報告、報告第２号都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告は、地方税法等の一部改正に伴い専決処分したもので

あります。

報告第4号令和5年度一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告であります。審査付託になったのは、歳入では1款から10款、13款から18款、20款及び21款、歳出では2款、4款、5款及び9款並びに地方債であります。

歳入については、年度末における精査、または確定に伴う補正であり、歳出についても事業費の確定や決算見込みに基づく補正であります。

地方債補正については、事業費の確定により、外出支援サービスなど33事業の起債限度額を変更し、また、貸付けの実績がなかった、ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業を廃止したものであります。

以上3件の令和6年3月31日付専決処分については、いずれも報告のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、条例関係であります。

関係省令の一部改正に伴う議案第81号過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案、公金事務の私人への委託に関する根拠法令の変更等に伴う議案第82号コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例案、議案第83号スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例案については、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和6年度補正予算であります。

議案第89号一般会計補正予算（第4号）であります。審査付託になったのは、歳入では14款、19款、20款、歳出では1款、2款、9款及び地方債であります。

主な内容は、歳入14款国庫支出金では、収納業務デジタル改革事業など5件の事業に係る財源としてデジタル田園都市国家構想交付金を追加、19款繰越金では、歳出各款に係る一般財源対応分として前年度繰越金を増額、20款諸収入では、コミュニティ助成事業助成金を追加するものであります。

歳出では、各款にわたる職員の定期人事異動に伴う人件費の増減のほか、2款総務費では、YBネット伝送路の修繕や外部向けペーパーレス会議システム構築事業など地域情報化推進事業費を増額、9款消防費では、消防団活動用投光器及び電源購入のため、備品購入費を増額するものであります。

また、地方債では、保健体育施設等整備事業など2事業の起債限度額を変更するものであります。

議案第100号一般会計補正予算（第5号）であります。審査付託になったのは、歳入14款、19款であります。

歳入14款国庫支出金では、歳出7款の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額、19款繰越金では、歳出4款、7款、11款に係る一般財源対応分として、前年度繰越金を増額するものであります。

以上、2件の令和6年度補正予算については、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請願第1号地方財政の充実・強化を国に求める意見書提出についての請願であります。これは、賃上げ基調に相応する人件費の確保までを含めた地方財政の充実のため、国に対して意見書の提出を求める請願であり、慎重に審査した結果、願意は妥当

であるとし、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。16番吉田朋子さん。

【吉田朋子教育民生常任委員長 登壇】

○教育民生常任委員長（吉田朋子） 教育民生常任委員会の審査の概要及び経過並びに結果について御報告いたします。

報告します案件は、初日に付託された案件を除き、専決処分報告6件、補正予算4件及び継続審査中を含む陳情2件の計12件です。

初めに、専決処分報告です。

報告第3号国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部改正に伴い、課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の基準額を引き上げたものです。

続いて、令和5年度補正予算の専決処分報告であります。

報告第4号一般会計補正予算（専決第3号）について、審査付託になりましたのは、歳入11款から15款、18款、20款、21款、歳出2款から4款、7款及び10款です。

続いて、報告第5号国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）、報告第6号後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）、報告第7号診療所運営特別会計補正予算（専決第1号）、報告第8号介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号）です。これらは、事業費などの確定及び年度末精査が主なものであります。

以上、報告しました6件の専決処分報告については、いずれも3月31日付で専決処分したものであり、報告のとおり承認すべきものとしました。

次に、令和6年度補正予算であります。

議案第89号一般会計補正予算（第4号）について、審査付託になりましたのは、歳入14款、15款、20款、歳出2款から4款及び10款です。

主な歳出として、3款民生費では、新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯に10万円を新規給付し、住民税または所得税において定額減税可能額を控除し切れなかった方に対して、控除し切れなかった額を調整給付する給付金・定額減税一体支援枠事業に係る経費を追加しようとするものです。

また、4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン予防接種のB類疾病定期接種移行に伴い、65歳以上及び60歳から64歳までの一部の方に対し、接種費用を助成する経費を追加しようとするものです。

続いて、議案第90号診療所運営特別会計補正予算（第1号）は、人事異動による人件費の増額、議案第91号介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、鳥寿苑の冷暖房エアコンの入替え修繕に係る経費を追加しようとするものです。

続いて、議案第100号一般会計補正予算（第5号）について、審査付託になりましたのは、歳出4款衛生費ですが、東由利地域大台地区の住民等のうち、希望された方に対して、健康診査等を実施する経費を追加しようとするものです。

以上、御報告しました4件の補正予算案については、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものとしました。

次に、陳情についてであります。

陳情第6号物価に見合う年金の引上げを国に求める意見書提出についての陳情は、今

年の年金は僅かに引き上げられるものの、物価上昇にはとても追いつかないことから、年金の引上げについて、国に対する意見書の提出を求めるものです。

委員より、「採択することは、将来の現役世代の負担が過重にならないように国が導入しているマクロ経済スライドを否定することになる懸念があるものの、願意は理解できるため趣旨採択とすべき」という意見があった一方、「非常に厳しい物価高騰が続いている中で、本県の高齢化率の上昇により、年金受給者の割合も増えている。年金受給者の消費は地域活性化につながることから、趣旨採択に反対し、採択すべき」との討論があり、採決の結果、賛成多数で趣旨採択すべきものとなりました。

最後に、継続審査中の陳情第2号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を国に求める意見書提出についての陳情は、無年金である外国人の増加は、将来的に地方の財政負担につながることから、年金制度の是正について、国の関係機関に対する意見書の提出を求めるものです。

委員より、「今回は、国で検討を行っているさなかであることから、継続審査とした。その後、国ではいまだ検討を継続している状況にある。したがって、今後も国の動向を見る必要があることから、継続審査すべき」との意見があり、採決の結果、全会一致で継続審査すべきとし、閉会中もなお審査を要するものとなりました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番泉谷赳馬さん。

【泉谷赳馬産業建設常任委員長 登壇】

○産業建設常任委員長（泉谷赳馬） 産業建設常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告いたします。

今定例会において、当委員会に審査付託になったのは、初日審査分を除き、補正予算専決処分報告2件、条例関係3件、契約締結3件、その他1件、補正予算6件の計15件です。

初めに、年度末の事業費精査などによる3月31日付の令和5年度の各会計補正予算の専決処分報告です。

報告第4号一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告において、当委員会に付託となったのは、歳入では12款から18款、20款及び21款、歳出では2款、4款から8款、10款及び11款です。

初めに歳入です。13款使用料及び手数料では道路占用料の増額、14款国庫支出金では社会資本整備総合交付金の増額、15款県支出金では県道除雪委託金の減額や農業費補助金の減額などであります。

17款寄附金ではふるさとさくら基金費寄附金の減額、18款繰入金では森林環境整備基金繰入金の増額、21款市債では各事業債の減額などであります。

次に、歳出です。2款総務費ではふるさとさくら基金積立金の減額、4款衛生費では浄化槽設置整備事業費の減額、6款農林水産業費では産地生産基盤パワーアップ事業費補助金など負担金補助及び交付金の減額、7款商工費ではスキー場運営特別会計への繰出金の減額、8款土木費では道路橋梁費における道路新設改良費などの減額であります。

10款教育費では体育施設維持管理に係る経費の減額、11款災害復旧費では林道災害復

旧事業費、農地農業用施設災害復旧事業費の減額であります。

次に、報告第9号スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告では、事業費の精算により、歳入では一般会計繰入金の減額、歳出ではスキー場運営に係る経費を減額するものであります。

以上、御報告しました2件の専決処分報告は、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

次に、条例関係です。

初めに、議案第85号鶴舞温泉及び休養施設条例の一部を改正する条例案及び議案第86号石脇コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例案であります。物価高騰、燃料価格高騰などに対応し、指定管理者の経営の安定を図るため、施設使用料の上限額を改めようとするものです。

次に、議案第87号総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例案につきましては、大内総合交流ターミナル施設において、地域食材試食室、通称レストランを指定管理者がテナントとして貸し付けることを可能とするため、条例の一部を改正するものです。

以上、御報告しました条例関係3件は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、契約締結関係です。

議案第96号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約（第5期）の締結について及び議案第97号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約（2号トンネル）の締結について、議案第98号物品（凍結防止剤散布車）購入契約の締結についての3件は、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、その他の案件です。

議案第99号公の施設の指定管理者の指定については、大内総合交流ターミナル温泉宿泊施設ぽぽろっこをはじめとする5施設について、指定管理者選定委員会の審議を経て、新たに株式会社エイチ・アイ・エスを指定管理者として、令和6年8月1日から令和10年3月31日までの3年8か月の間、指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定しました。

次に、補正予算関係です。

初めに、議案第89号一般会計補正予算（第4号）において、当委員会が審査したのは、歳入15款、16款、20款、21款。歳出では2款、4款から8款、10款、11款です。

歳入では、15款県支出金で夢ある園芸産地創造事業費補助金の減額及び水産物供給基盤機能保全事業費補助金の増額、16款財産収入で鳥海ダム建設予定地不動産売払収入の増額、20款諸収入では地域海洋センター修繕助成金の増額など、21款市債では保健体育施設等整備事業債の増額などであります。

歳出では、各款における定期人事異動による職員手当等の増減額のほか、2款総務費で鳥海ダム振興基金積立金の増額、6款農林水産業費で夢ある園芸産地創造事業費補助金の減額、松ヶ崎漁港のしゅんせつに係る漁港漁場管理費における重機借上料の増額などであります。

7 款商工費ではばいんすば新山のガス炊き真空ヒーター部品交換などの施設修繕に係る経費の追加、8 款土木費では冬季交通等確保事業費での融雪設備修繕料の追加、10 款教育費では遊泳館のリラクゼーションプール天井修繕など、体育施設に係る修繕費用等の追加、11 款災害復旧費では融雪災害に対応するための公共土木施設及び林道単独災害復旧費の増額であります。

次に、議案第92号スキー場運営特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入では一般会計繰入金を増額、歳出では鳥海高原矢島スキー場の圧雪車及び駐車場修繕に係る修繕料を増額するものです。

次に企業会計ですが、議案第93号水道事業会計補正予算（第1号）、議案第94号下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第95号ガス事業会計補正予算（第1号）につきましては、いずれも定期人事異動に伴う人件費等の増減額であります。

次に、議案第100号一般会計補正予算（第5号）において、当委員会が審査しましたのは、歳出4款、7款、11款及び債務負担行為です。

歳出4款衛生費では、大台飲料水供給施設への浄化装置設置に係る経費を追加するものであり、浄化装置の設置継続のため、債務負担行為を令和7年度を期間として、限度額404万8,000円で設定するものです。

審査においては、当局より、装置の維持管理について検証し、また、住民の方々からの意見を伺いながら、これが恒久的な措置となるかを見極めていくとの説明を受けました。

7 款商工費では、株式会社大内町交流センターの清算に係る清算補助金の追加、また、外国人観光客受入体制整備支援事業助成金及び観光誘客促進事業助成金を追加するものであります。

11 款災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費において、市道の地すべり2か所についての測量調査設計業務委託料の追加であります。

以上、御報告申し上げました6件の補正予算案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が当委員会に付託されました案件の報告となりますが、最後に所管の報告事項について御報告いたします。

大内総合支所産業建設課による道路維持費等の業務発注等に係る不適正事案について当局から報告がありました。

これは、正規の事務処理を省略した発注、予算枠を超える発注などの不適正な事務処理が行われ、事業者より未払いが指摘されたという事案であります。

当局より、支払いに必要な予算措置を行い、一部整理されていなかった契約事務を整理し、5月31日付で未払い分の支払いを行ったとの説明がありました。

本事案は、担当者が一人で多岐にわたる業務を担当し、その内容が課内で共有されていなかったため発生した事案であり、大台の飲料水供給施設に係る事案に引き続き、課内での情報共有が行われなかったことを原因としていることから、組織としての情報の共有及び管理職による課内の業務把握の徹底、業務マニュアルなどの遵守、また、職員が直接の上司以外にも相談できる体制をつくるなど、同様の事案が再び発生することのないよう、再発防止策の徹底を委員会として強く求めるものであります。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（長沼久利） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・請願・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よつて、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思ひますので、御了承願ひます。

○議長（長沼久利） 日程第２、報告第１号税条例の一部を改正する条例専決処分報告及び日程第３、報告第２号都市計画税条例の一部を改正する条例専決処分報告の２件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よつて報告第１号及び報告第２号の２件は、承認することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第４、報告第３号国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よつて報告３号は、承認することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第5、報告第4号令和5年度一般会計補正予算（専決第3号）専決処分報告を議題といたします。

各常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって報告第4号は、承認することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第6、報告第5号令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告から日程第9、報告第8号令和5年度介護サービス事業特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって報告第5号から報告第8号までの4件は、承認することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第10、報告第9号令和5年度スキー場運営特別会計補正予算（専決第1号）専決処分報告を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、承認すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって報告第9号は、承認することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第11、議案第81号過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案から日程第13、議案第83号スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第81号から議案第83号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第14、議案第85号鶴舞温泉及び休養施設条例の一部を改正する条例案から日程第16、議案第87号総合交流ターミナル施設条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第85号から議案第87号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第17、議案第89号令和6年度一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第89号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第18、議案第90号令和6年度診療所運営特別会計補正予算（第1号）から日程第19、議案第91号令和6年度介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第90号及び議案第91号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第20、議案第92号令和6年度スキー場運営特別会計補正予算（第1号）から日程第23、議案第95号令和6年度ガス事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第92号から議案第95号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第24、議案第96号鳥海ダム建設事業に伴う市道百宅線付替工事委託契約（第5期）の締結についてから日程第26、議案第98号物品（凍結防止剤散布車）購入契約の締結についてまでの3件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第96号から議案第98号までの3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第27、議案第99号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第99号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第28、議案第100号令和6年度一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議案第100号は、原案のとおり可決されました。

○議長（長沼久利） 日程第29、請願第1号地方財政の充実・強化を国に求める意見書提出についての請願を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって請願第1号は、採択とすることに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第30、陳情第6号物価に見合う年金の引上げを国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。4番佐々木隆一さん。

【4番（佐々木隆一議員）登壇】

○4番（佐々木隆一） 陳情第6号物価に見合う年金の引上げを国に求める意見書提出についての陳情。趣旨採択に反対し、採択すべきとの立場から討論します。

この陳情は、委員会では趣旨採択です。趣旨採択は、本市議会では採択するものの、関係機関に意見書提出はないこととありますので、世論へ喚起させるには不十分であります。もしも、地方議会の過半の議会がこのような意見書を提出するということであれば、中央政府も若干、政策に反映させることもあるでしょう。

自公政権が100年安心の名で、年金の支給水準を減らし続ける仕組みを導入したことが、異常事態を招いたのであります。

安倍・菅・岸田政権の10年間で、年金は物価上昇分を差し引いた実質で、6.7%も減らされています。年金削減は消費を冷やし、地域経済にも深刻な打撃となり、とりわけ秋田県は年金受給者の人口比率が高く、地域にとっては大きな悪影響を及ぼします。

自公政権は、現役世代のためと言って年金を削減していますが、現役世代の最大の不安は、年金がどんどん減っていく現行制度への不信でしょう。高齢者にも、現役世代にも頼れる年金への改革が急務であります。

厚労省は1月19日、今年度の公的年金の支給額を昨年に比べ、2.7%引き上げると発表しました。物価や賃金の伸びを反映し、2年連続の増額となったものの、年金額の伸びを抑えるマクロ経済スライドも2年連続で発効されるため、増加率は実際の賃金の伸びに比べて、0.4%の目減りであります。

政権与党の無策で異常な円安・物価高は、金融頼みのアベノミクス継続の弊害であり、実質賃金は過去最長の23か月連続の減少です。

年金受給の一例を挙げれば、今年の国民年金受給額は年額81万6,000円、月額6万8,000円であります。40年、年金を掛けての満額支給で、さらにこれから健康保険・介護保険料が引かれます。これは生活保護基準以下になるのではありませんか。

国民生活、とりわけ年金生活者の生活が厳しくなっているのは明らかでしょう。真夏のエアコン使用をなるべく控える。冬場の暖房は灯油代を辛抱する。このようなやりくりをしても、生活は大変であります。市民の皆さんの切実な声に耳を傾けたいと考えるものであります。

よって、物価に見合う年金の引上げを国に求める意見書提出についての陳情は、採択すべきであります。以上であります。

○議長（長沼久利） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は趣旨採択すべきものとしていますが、本陳情を趣旨採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。繰り返します。本陳情を趣旨採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（長沼久利） 起立多数であります。よって陳情第6号は、趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第31、継続審査についてを議題といたします。

継続審査中の陳情第2号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を国に求める意見書提出についての陳情については、教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第111条の規定により、継続審査の申出がありました。

継続審査の申出に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長の申出のとおり、これを継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第2号は、継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第32、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって議員の派遣については、承認されました。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 04 分 休 憩

午前 11 時 12 分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました請願第 1 号に係る委員会発案第 1 号を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、委員会発案第 1 号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第33、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第 1 号については、会議規則第37条第 3 項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第 1 号は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第 1 号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第 1 号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（長沼久利） 日程第34、委員会発案第 1 号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（長沼久利） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（長沼久利） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る6月3日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、令和6年第2回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時15分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利

議 員 堀 井 新太郎

議 員 三 浦 晃